2　原子力規制委員会の議事

原子力規制委員会は、原子力規制委員会を開催した場合､次に掲げる事項に関する議事を行う。ただし、委員長において特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、委員長は、当該各号に掲げる事項に関し、委員会を臨時に代理することができる。

・国民保護法第105条第１項前段の規定による通報を受けた場合、同条第２項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知
・国民保護法第105条第１項に規定する事実がある場合、同条第４項の規定による当該事実の発生の認定
・国民保護法第105条第３項の規定による通報を受けた場合、同条第４項の規定により準用する同条第２項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知並びに同条第４項後段の規定による所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに原子力事業者への通知
・武力攻撃事態等に至った場合、国民保護法第106条の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること

3　原子力規制委員会武力攻撃原子力災害対策事務局

⑴　原子力規制委員会武力攻撃原子力災害対策事務局の設置

次に掲げるときは、原子力規制委員会武力攻撃原子力災害対策事務局（以下「原子力災害対策事務局」という。）を設置する。

・国民保護法第105条第１項の規定により原子力防災管理者（原災法第９条第１項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）から武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を受けたとき
・国民保護法第105条第３項の規定により都道府県知事、市町村長及び関係隣接都道府県知事から同条第１項に規定する事実があると認めた旨の通報を受けたとき
・国民保護法第105条第１項に規定する事実があると認めるとき

⑵　原子力災害対策事務局の組織及び運営

原子力災害対策事務局の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル及び原子力規制委員会防災業務計画等の定めに準じるものとする。

⑶　原子力災害対策事務局の事務

原子力災害対策事務局は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護対策本部その他の関係機関等との連絡・調整に関すること。
・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
・武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示､指導及び助言に関すること。
・武力攻撃原子力災害に係る被害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

⑷　原子力災害対策事務局の廃止

原子力災害対策事務局の長は、武力攻撃原子力災害に関する被害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力災害対策事務局を廃止する。

4　原子力規制委員会武力攻撃原子力災害現地対策本部

⑴　原子力規制委員会武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

武力攻撃原子力災害に係る武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の所在地域における緊急事態応急対策等拠点施設（原子力防災の拠点となる施設として原子力事業所ごとにあらかじめ指定した施設をいう。以下同じ。）又はその代替施設に、原子力規制委員会武力攻撃原子力災害現地対策本部（以下「武力攻撃現地対策本部」という。）を設置する。ただし、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設が被災した場合その他必要があると認めるときは、国民保護対策本部との連携、代替施設によるバックアップ体制等を考慮の上、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の周辺地域又は他の地域に武力攻撃現地対策本部を設置する。

⑵　武力攻撃現地対策本部の組織及び運営

武力攻撃現地対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル及び原子力防災業務計画等の定めに準じるものとする。

⑶　武力攻撃現地対策本部の事務

武力攻撃現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・関係機関等との連絡・調整に関すること。
・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
・武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示､指導及び助言に関すること。
・その他武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

⑷　武力攻撃現地対策本部の廃止

武力攻撃現地対策本部の長は、武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに武力攻撃現地対策本部を廃止する。

5　連絡体制及び参集体制の整備

⑴　情報の収集・連絡体制の整備

原子力規制委員会は、緊急時に地方公共団体、原子力事業所その他関係機関との連絡を円滑に行うため、専用回線網等の維持・整備を行う。

⑵　参集体制の確立

原子力規制委員会は、武力攻撃事態等において迅速かつ的確に初動体制を構築するための職員の参集基準については原子力規制委員会防災業務計画の定めに準ずることとする。

6　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保

⑴　緊急事態応急対策等拠点施設の整備

①　武力攻撃原子力災害に備え、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設及びその代替施設を指定し、原子力事業所の立地地域における拠点とするとともに、平常時から訓練等に活用する。

②　緊急事態応急対策等拠点施設においては、非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム等の非常用通信機器、緊急時対策支援システム（原子炉施設の状態予測等を迅速に行うシステムをいう。以下「ＥＲＳＳ」という。）等の応急対策の実施に必要となる資料等を整備、維持及び管理する。

⑵　緊急時対応センターの整備

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関する措置を実施するため、電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、ＥＲＳＳ等必要な資機材を備えた十分な広さを有する緊急時対応センターを整備・維持する。

⑶　現地派遣体制の整備

緊急事態対策監を原子力施設事態即応センターに、原子力地域安全統括官を武力攻撃現地対策本部に速やかに派遣できるよう、緊急輸送関係省庁と派遣要領についてあらかじめ定めておくこととする。

7　武力攻撃原子力災害への対応措置に関する職員の派遣等

⑴　現地への職員及び専門家の派遣体制の整備

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害が発生した場合において、必要に応じ、関係職員及びあらかじめ選定した専門家を直ちに現地に派遣できるよう、平素から体制の整備を行う。

⑵　原子力防災専門官との連携等原子力防災対応体制の整備

原子力規制委員会は、原子力事業者の原子力防災に対する指導、助言及び緊急時における現地の情報の収集・連絡等の初期対応を行うため、原子力規制事務所に配置されている原子力防災専門官と連携を図る。